

## 経営改善計画策定費用補助 利用申請書

協会  
受付印

北海道信用保証協会 御中

私は、経営改善計画策定に要する費用について、次の【利用申請にあたって】に記載された事項を確認するとともに、同内容に同意の上、国の『認定支援機関による経営改善計画策定支援事業』に係る北海道信用保証協会の「経営改善計画策定費用補助」の利用を申請します。

## 〔利用申請にあたって〕

1. 申請者は、本事業により策定した計画を誠実に実行するものとします。
2. 経営改善支援センターへの利用申請書類のうち、以下の書類の写を添付してください。
 

<input type="checkbox"/> 経営改善支援センター事業利用申請書（別紙1）	<input type="checkbox"/> 認定支援機関ごとの見積書及び単価表
<input type="checkbox"/> 申請者の概要（別紙1-1）	<input type="checkbox"/> 計画策定支援に係る工程表
<input type="checkbox"/> 業務別見積明細書（別紙1-3）	<input type="checkbox"/> 主要金融機関の確認書面
3. 協会は、本費用補助の事務取扱に関して、経営改善支援センターに対して訪問・連絡を行います。  
また、必要に応じて申請者・認定支援機関・金融機関・再生支援協議会に対して訪問・連絡することや協議の場の開催を要請することがあります。
4. 協会は、策定した経営改善計画の実行状況について、モニタリングすることがあります。
5. 補助金交付額は、経営改善計画策定支援費用の3分の1（ただし、上限10万円）までとなり、モニタリング費用および業務別見積明細書（別紙1-3）記載の費用総額の内、モニタリング費用を除いた金額を超過した部分については補助の対象となりません。
6. 経営改善支援センターからの費用支払いが受けられない場合は、本費用補助の対象になりません。  
また、経営改善支援センターからの費用支払いが受けられた場合においても、本費用補助の対象となる場合があります。
7. 提供いただいた個人情報は、本費用補助の目的にのみ利用します。
8. 策定した計画に基づく金融支援の実現について、協会は一切の義務を負担しません。
9. 策定した計画に基づく事業活動の結果について、協会は一切の責任を負担しません。
10. 申請者は、本費用補助に係る協会の決定に一切の異議申し立てを行わないこととします。

補助交付申請予定額                   , 000円 (千円未満切捨て) 【上限10万円】

経営改善計画策定支援費用見積額                   円 × 1/3 = 補助交付申請予定額【上限10万円】

(計算式)

- $$\text{① } (\text{費用見積額} - \text{モニタリング費用}) \times 1/3 \leq 10 \text{万円}$$
- $$\Rightarrow \text{補助交付申請予定額} = (\text{費用見積額} - \text{モニタリング費用}) \times 1/3$$
- $$\text{② } (\text{費用見積額} - \text{モニタリング費用}) \times 1/3 > 10 \text{万円}$$
- $$\Rightarrow \text{補助交付申請予定額} = 10 \text{万円}$$

令和 年 月 日

住 所 : 〒

申 請 者 :

印

代 表 者 :

電話番号 :